

答 申

1 審査会の結論

豊橋市長（以下「市長」という。）が「不当要求防止責任者講習会の開催について等関係書類」の一部を非公開としたことは、妥当である。

2 実施機関の説明の要旨

市長の公文書公開請求に係る文書（以下「本件文書」という。）についての説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件文書について

本件文書は、以下の文書であって、豊橋市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づく異議申立人の公文書公開請求に対して、一部公開した文書である。

ア 平成24年度及び平成25年度に開催された不当要求防止責任者講習会開催に係る文書

イ 平成24年度及び平成25年度に豊橋市が国の機関から入手した文書及び発出した文書

(2) 非公開部分

ア 上記(1)イの文書のうち、国土地理院から発出された依頼文に含まれる委託業者の担当者名及びメールアドレスのうち担当者名が記載された部分（以下「委託業者の担当者名等」という。）

イ 上記(1)イの文書のうち、統計局から発出された国勢調査における依頼文に含まれる照会の回答に必要なWEBページで利用するユーザー名及びパスワード（以下「ユーザー名等」という。）

(3) 非公開とした理由

ア 委託業者の担当者名等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であり、条例第6条第1項第1号本文に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため、非公開とした。

イ ユーザー名等は、照会に回答する地方自治体のみが知りうべき情報であり、公開することによって、正確な照会結果を得ることができない可能性があるため、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第6条第1項第7号に該当し、非公開とした。

3 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立人が平成26年5月14日付けで行った本件文書の公開請求に対して、市長が同月28日付けで一部公開とした処分の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

条例第6条第1項第1号及び第7号に該当しない。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的な考え方

条例は、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利を定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する市民の理解を深め、市民と市との信頼関係及び協力関係の増進に寄与することを目的とし（第1条）、その解釈及び運用は、その権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないとしている（第3条）。

そして、条例第6条第1項は、原則公開を定めるとともに、公開しないこと

とする公文書の範囲及び実施機関が公文書の公開をしないことができる権限を定めている。

本審査会は、このような条例の各条項の趣旨を踏まえ、以下のとおり判断するものである。

(2) 本件文書について

ア 委託業者の担当者名等について

条例第6条第1項第1号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを原則非公開とし、同号ただし書において例外的に公開する情報を規定している。

委託業者の担当者名等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第6条第1項第1号本文に該当する。また、同号ただし書のいずれにも該当しない。

イ ユーザー名等について

条例第6条第1項第7号は、市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを非公開とすると規定している。

ユーザー名等は、照会に回答する地方自治体のみが知りうべき情報であり、公開することによって、正確な照会結果を得ることができない可能性があるため、当該照会事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第6条第1項第7号本文に該当する。

(3) まとめ

以上により、本件文書のうち、一部を非公開としたことは、妥当である。

【審査会の処理経過】

年 月 日	内 容
27. 4. 14	○諮問（第78号）
27. 6. 16	○実施機関から非公開理由説明書を受理
27. 6. 16	○異議申立人に実施機関からの非公開理由説明書を送付
27. 6. 25 (第61回第1部会)	○実施機関職員から非公開理由等を聴取 ○審査
27. 8. 3	○答申内容の決定

氏 名	所属団体等
庄 村 勇 人	名城大学
見 目 喜 重	豊橋創造大学
寺 部 光 敏	弁護士